

《地域の貧困を考える No. 2》

2017年3月30日  
No.2016-044

## 高齢者における生活困窮世帯とその予備軍 増勢強まる高齢者の生活困窮世帯

調査部 副主任研究員 星 貴子

### 《要 点》

#### ◆ 貯蓄があっても厳しい高齢者世帯の家計

近年、わが国では、非正規雇用者に象徴されるワーキングプア世帯ばかりでなく、勤労世代に比べ余裕があるとされてきた高齢者世帯でも、経済的に困窮する世帯が増加傾向にある。こうした世帯は、収入が最低生活費に満たない世帯ばかりでなく、最低生活費ギリギリの収入で貯蓄がない、あるいは日々の赤字補てんのため貯蓄を取り崩し、存命中に底をつく可能性が高い世帯である。本稿では、これらを合わせて、生活困窮高齢者世帯およびその予備軍と定義する。高齢者世帯の4分の1がこうした世帯に該当する。

#### ◆ すでに増勢が加速している高齢の生活困窮世帯

生活困窮高齢者世帯およびその予備軍の世帯は、2012年時点で、400万世帯を超え、2030年には、500万世帯以上に達すると推計される。とりわけ、2012～2020年の増加幅が大きく、ボリュームゾーンである団塊ジュニアの高齢化を待たずして、増勢が加速する形となっている。これは、団塊世代の高齢化のほか、1990年代以降の国内外の経済危機が大きく影響しているためである。なかでも、1950～1960年代前半に生まれた世代では、危機の度に減給やリストラなどの対象となり、年金や貯蓄といった老後資金を十分に積み上げられなかった者が少なくない。

#### ◆ 就労も視野に入れた対策が重要

国や地方自治体の財政に制約があるなか、生活に困窮する高齢者世帯を経済的に安定させるためには、社会保障制度や地域での共助・互助に加え、就労による自立が益々重要となっている。生活困窮高齢者の増大は、一般に社会保障費負担の増大という後ろ向きの見方に陥りがちとなるが、わが国の最重要課題に位置づけられる「持続的な成長」の担い手にするというプラス思考への転換が求められている。「生涯現役社会」・「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者の就労のあるべき姿を再検討する好機ともいえよう。

本件に関するご照会は、調査部・星貴子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1666

E-Mail: [hoshi.takako@jri.co.jp](mailto:hoshi.takako@jri.co.jp)

## 1. はじめに

近年、わが国では、非正規雇用者に象徴されるワーキングプア<sup>1</sup>世帯ばかりでなく、勤労世代に比べ余裕があるとされる高年齢層でも、経済的に困窮する世帯が増加している。ワーキングプアの増大を受け、彼らの高齢化によって、生活困窮の高齢者世帯は今後一段と増加すると見込まれる。とりわけ、就職氷河期に社会人としてのスタートを切った団塊ジュニア（1970年代前半生まれ）以降の世代では、非正規雇用を余儀なくされている者が少なくないことから、一般に、彼らが高齢期に達する2040年前後に、生活困窮者が爆発的に増加することが危惧されている。

もっとも、生活困窮者の実態を捉えるには、収入のみならず貯蓄を合わせてみることを求められる。とりわけ、高齢者世帯については、収入は年金のみであっても、それまでの蓄財や退職一時金など金融資産の多寡が家計に大きな影響を及ぼすと考えられるためである。

そこで本稿は、高齢者世帯の経済状況を収入と貯蓄のそれぞれの側面から整理したうえで、それを基に生活困窮世帯とそのリスクが高い予備軍がどのように推移するのかを推計した。

## 2. 収入と貯蓄からみた生活困窮度

### (1) 貯蓄があっても厳しい高齢者世帯の家計

わが国の個人の金融資産の約6割が高齢者に集中しているため<sup>2</sup>、高齢者の大半が多額の金融資産を有し、収入が年金のみであっても、生活に窮することは少ないとみられがちである。しかしながら、余裕資金が潤沢な高齢者が存在する一方で、年収が少なく、十分な蓄えもない世帯も少なくない。

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2015年）」を基に、年収階層別の高齢者世帯の分布状況をみると、1,000万円以上の高収入の世帯が存在する一方で、過半数は250万円未満であった（図表1）。このうち、収入のみでは最低限の生活を維持することすら難しい、いわゆる低収入世帯は、高齢者世帯全体の約3割に当たる530万世帯と見積もられる<sup>3</sup>。

高齢期の低収入の背景には、無年金者および低年金者の存在がある。高齢者世帯は公的年金への依存度が高く、貧富の格差には年金の多寡が大きく影響すると考えられる。厚生労働省の「年金制度基礎調査」によると、2012年時点で、厚生年金や共済年金に加入せず、老齢基礎年金のみを受給する者のうち、年間の受給額が50万円未満の

<sup>1</sup> 15～64歳の生産年齢層の有職者で、収入が最低生活費を下回る者。

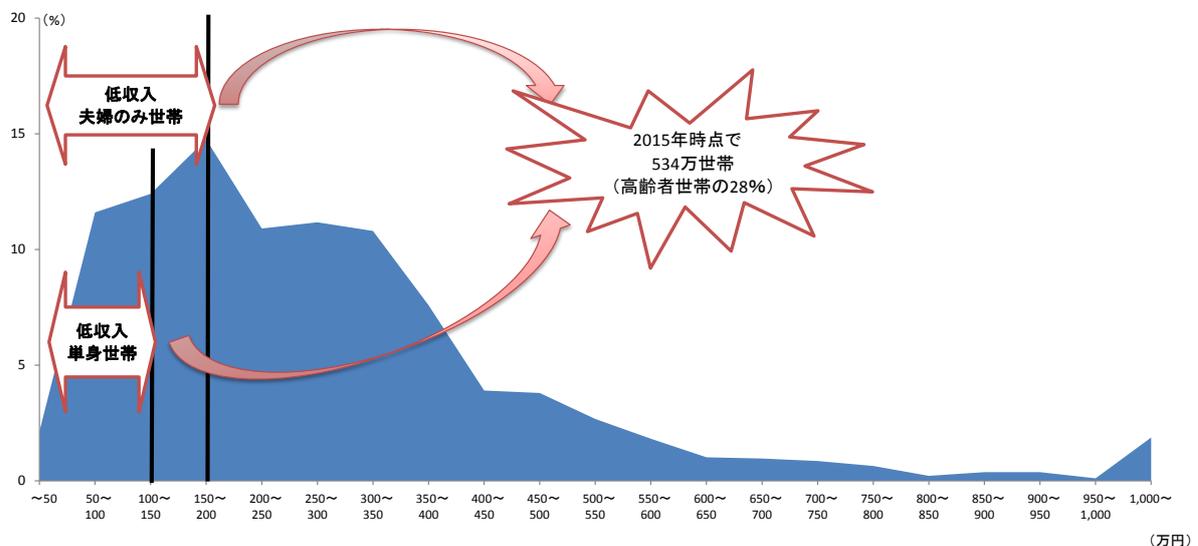
<sup>2</sup> 総務省統計局「全国消費実態調査（2014年）」および日本銀行「資金循環統計」による。

<sup>3</sup> 山形大学の戸室健作『「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討（2016年3月）」の推計および厚生労働省「国民生活基礎調査（2000～2015年の各年版）」を基に算出。戸室准教授の推計は、独立行政法人統計センターによるオーダーメイド集計に基づく。なお、基準となる最低生活費については、戸室准教授が、厚生労働省の「2012年被保護者調査」における「保護の決定状況額（被保護世帯数分の累計）」を用い、世帯人員・都道府県別に算出。

割合は男性 25.7%、女性 38.0%、50 万円以上 100 万円未満の割合は男性 73.0%、女性 61.1%であった（図表 2）。老齢基礎年金は、満額でも 780,100 円/年<sup>4</sup>と、最も低い水準に定められている県の単身世帯の最低生活費をも下回る<sup>5</sup>うえ、年金保険料の未納期間が発生し、上記満額を受給できないケースも少なくない。単身者のみならず、夫婦世帯であっても、老齢基礎年金だけでは、最低限の生活もままならないといえよう。

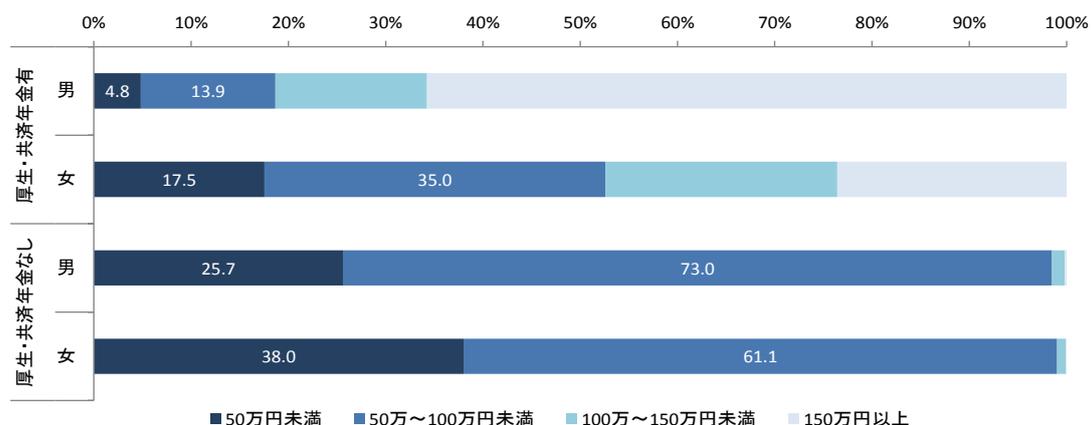
ただし、厚生年金や共済年金を受給していても、最低生活に必要な金額が保証されているとは限らない。同調査をみると、厚生年金や共済年金の受給者のうち、受給額が 50 万円未満の割合は男性 4.8%、女性 17.5%、50 万円以上 100 万円未満の割合は男性 13.9%、女性 35%と、男性では 5 人に 1 人、女性では 2 人に 1 人以上が、最低生活費以下の受給額であった。

（図表1） 低収入の高齢者世帯の推移



（資料）厚生労働省「国民生活基礎調査（2015 年）」および戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子供の貧困率、捕捉率の検討（2016 年 3 月）」を基に日本総合研究所作成

（図表2） 年金受給額（年額）階級別受給者の割合



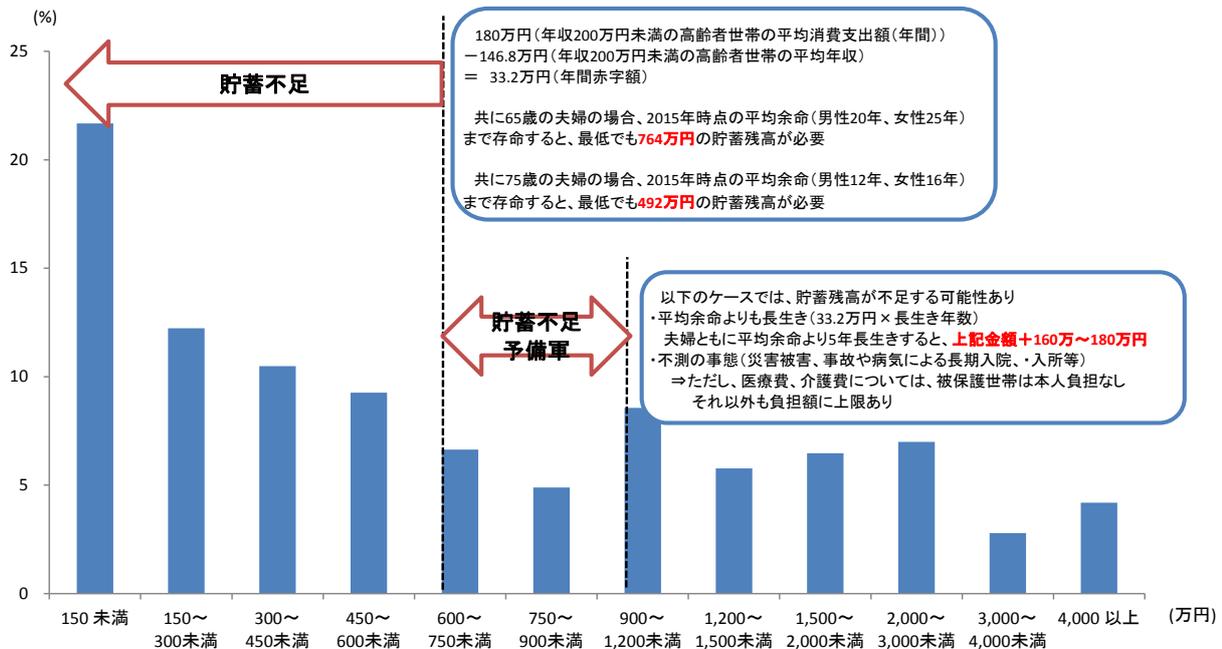
（資料）厚生労働省「年金制度基礎調査（2012 年）」を基に日本総合研究所作成

<sup>4</sup> 2016 年 4 月からの金額。

<sup>5</sup> 徳島県の 947,929 円（戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討（2016 年 3 月）」P.37）。なお、最低生活費に関しては、脚注 3 を参照のこと。

無年金や低年金の主な要因は、現役時代の低収入、すなわちワーキングプアである。ワーキングプアの大半は、企業年金制度が整っていない小規模企業の従業員や、同制度の対象外となるケースが多い非正規雇用者とみられる。このため、公的年金受給資格<sup>6</sup>を有していても、老齢基礎年金に上乘せされる報酬比例部分は少額にとどまる。そのうえ、未就労・失業や低収入のため、年金保険料の未納期間が発生し、老齢基礎年金を満額受給できないケースも少なくない。

(図表3) 低収入高齢者世帯の貯蓄残高分布



(資料) 総務省統計局「全国消費実態調査(2014年)」および厚生労働省「簡易生命表(2015年)」を基に日本総合研究所作成

(注) 高齢者世帯：世帯主が65歳以上で、65歳以上の無職の世帯員がいる世帯。

貯蓄の状況を見ると、金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査」によれば、金融資産を持たない高齢者世帯の割合は、2000年以降上昇し、2016年には、60歳代29.3%、70歳代以上28.3%であった。こうした世帯では、低収入世帯は言うに及ばず、一定金額以上の収入がない限り、配偶者との離死別による収入の減少、天災被害や入院といった不測の事態が生じると、経済的に行き詰る可能性は否めない。

もっとも、金融資産を保有していても、家計の赤字の補てんに充当され、存命中に貯蓄が底をつくおそれのある世帯もある。とりわけ、低年収の世帯で、このリスクが高いといえる。総務省統計局の「全国消費実態調査」によれば、2014年時点で、年収200万円未満の高齢者世帯の平均消費支出額は年額180万円であるのに対し、平均年収額は146.8万円で、33.3万円の赤字が生じていた。これを基にシミュレーションすると、赤字補てんのために、共に65歳の夫婦のみ世帯のケースでは、平均余命を全う

<sup>6</sup> 国民年金、厚生年金、共済年金のいずれかに加入していた月数(保険料の免除期間含む)が、合計で300カ月以上。

するとした場合、最低でも 764 万円の貯蓄残高が必要になり、同じく共に 75 歳の夫婦のみ世帯のケースでは、492 万円の貯蓄残高が必要となる（図表 3）。もちろん、収入額が低いほど、赤字補てん額は多額となる。

## (2) 高齢者世帯の家計は 4 パターン

以上みてきたように、高齢者世帯にとっては、収入とともに、貯蓄が、老後生活を送るうえで重要な要素といえる。そこで、年収と貯蓄残高を基に高齢者世帯の家計を分類すると、下記の 4 パターンとなる（図表 4、図表 5）。

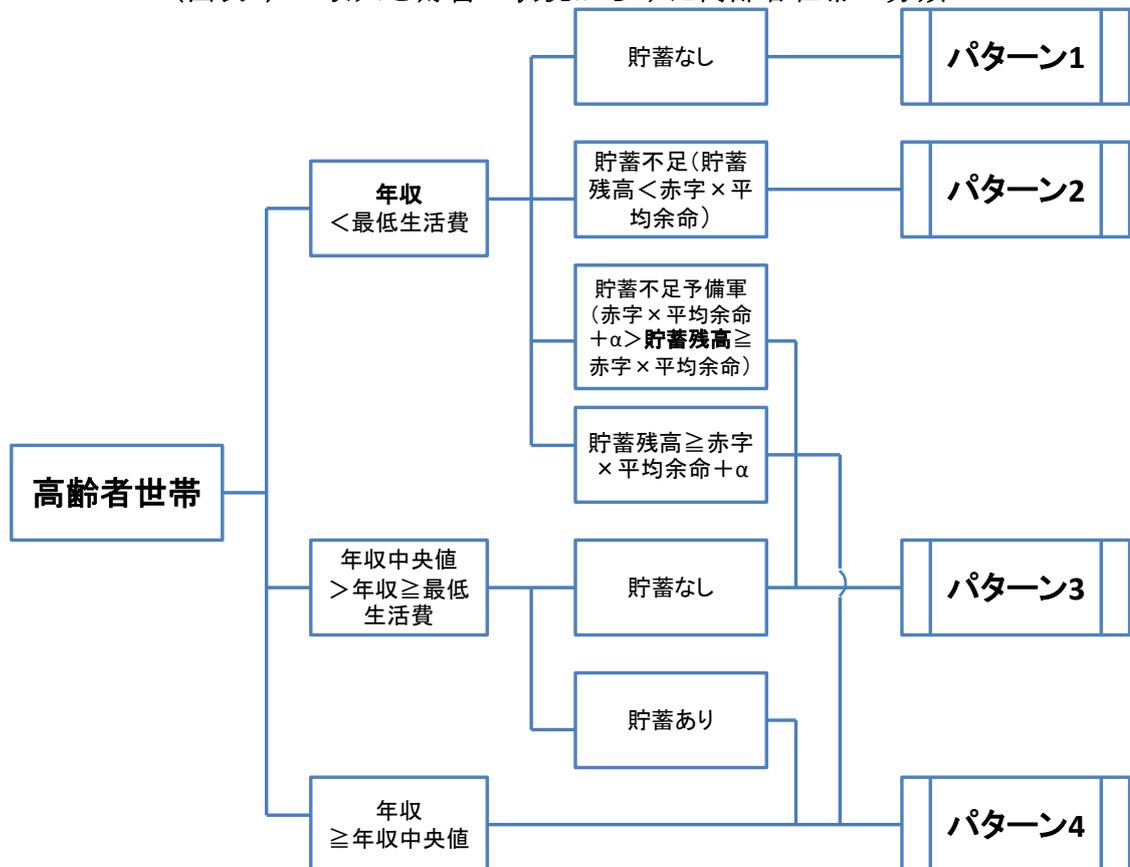
### <パターン 1>

世帯年収が最低生活費（年額）未満、かつ貯蓄なしの世帯である。これらの世帯は、すでに貧困状態にあるとみられる。

### <パターン 2>

世帯年収が最低生活費（年額）未満で、貯蓄残高が平均余命期間分の赤字補てん額に満たない世帯である。高齢者世帯の平均余命および世帯構成を勘案すると、貯蓄残高 600 万円未満の世帯が同パターンに該当する。同世帯では、貯蓄残高の取り崩しペースを抑制するために、消費支出を切り詰めるなど、すでに経済的に困窮しているとみられる。

(図表 4) 収入と貯蓄の状況からみた高齢者世帯の分類



(資料) 日本総合研究所作成

### <パターン3>

このパターンには次の二つタイプがある。

第1のタイプは、世帯年収が最低生活費（年額）未満でも平均余命までの赤字額を補てんできるだけの貯蓄残高を有する世帯である。ただし、同世帯でも、余裕資金があるとはいえず、平均余命より長生き、あるいは災害被害や長期入院・入所など不測の事態が生じた場合、貯蓄が不足し、経済的に困窮する可能性が高いとみられる。貯蓄残高 600 万円以上 900 万円未満の世帯がこれに該当する。

第2のタイプは、世帯年収が最低生活費（年額）以上あるものの、中央値<sup>7</sup>未満で、かつ貯蓄がない世帯である。これらの世帯は、日常生活において生活費が不足する可能性は低いものの、不測の事態が発生した場合に、生活が困窮に陥る可能性が高い。

### <パターン4>

世帯年収が最低生活費（年額）未満でも赤字や不測の事態にも対応できるだけの貯蓄残高、具体的には 900 万円以上の貯蓄を有する世帯、あるいは世帯年収が中央値以上の世帯である。これらの世帯については、今後についても、生活が困窮する可能性は低いとみられる。

上記4パターンのうち、パターン4に該当する世帯に関しては家計が破たんするおそれは小さいが、パターン1からパターン3に該当する世帯に関してはすでに経済的に困窮、あるいはそのリスクが高いといえる。以下では、これら3パターンに属する高齢者世帯について今後の動向を展望する。なお、以降は、パターン1とパターン2を合わせて「生活困窮高齢者世帯」、パターン3を「生活困窮予備軍」と称する。

(図表5) 高齢者世帯の家計パターンの概要

カテゴリー		家計の状況
パターン1	世帯年収<最低生活費かつ貯蓄なし	貧困状態
パターン2	世帯年収<最低生活費 かつ貯蓄残高<赤字×平均余命(貯蓄不足)	預貯金を取り崩しても経済的に困窮
パターン3	世帯年収<最低生活費 かつ赤字×平均余命+α>貯蓄残高≥赤字×平均余命	将来、経済的に困窮する可能性あり
	年収中央値>世帯年収≥最低生活費 かつ貯蓄なし	
パターン4	世帯年収<最低生活費 かつ貯蓄残高≥赤字×平均余命+α	将来、生活困窮の可能性は小
	年収中央値>世帯年収≥最低生活費 かつ貯蓄あり	
	世帯年収≥年収中央値	

(資料) 日本総合研究所作成

<sup>7</sup> 全国消費実態調査によれば 2014 年時点で 407 万円（65 歳以上の無職の世帯員がいる 2 人以上の高齢者世帯）

### 3. 生活困窮世帯とその予備軍の展望

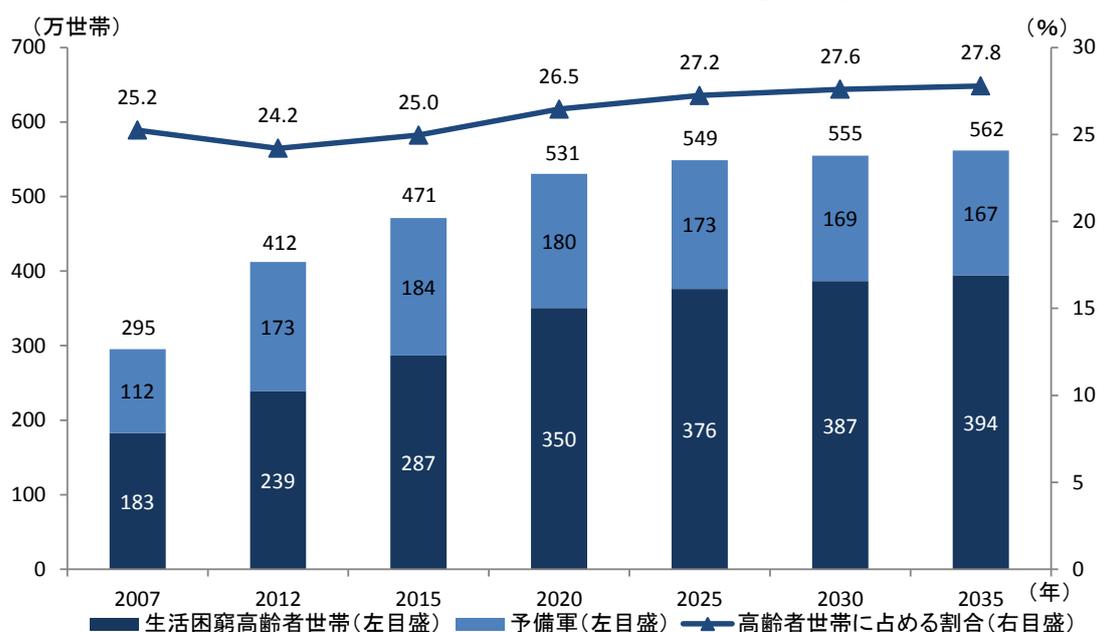
#### (1) 2030年には3割が生活困窮世帯とその予備軍に

わが国全体の経済成長率や非正規雇用、貯蓄動向、保険料納付状況といった経済状況や社会保障制度は現状のままと仮定したうえで、前述の分類に沿って、2035年まで<sup>8</sup>の生活困窮および予備軍の世帯数を推計した（推計方法は、補論にて説明）。

「生活困窮高齢者世帯」と「生活困窮予備軍」を合わせた世帯は、2012年の412万世帯から2020年に531万世帯、2035年に562万世帯と、増加傾向を持続すると予測される（図表6）。また、それらが全高齢者世帯に占める割合も、2012年の24.2%から2020年には26.5%、2035年には27.8%に上昇する。これは、「生活困窮高齢者世帯」が「生活困窮予備軍」を上回る勢いで増加するためである。

具体的にみると、「生活困窮高齢者世帯」については、2015年の287万世帯から2035年にはその1.4倍に当たる394万世帯に増加し、高齢者全体に占める割合も15.2%から19.5%に上昇すると推計される。増加傾向は持続するものの、2030年に350万世帯に達して以降、増勢は鈍化すると見込まれる。

(図表6) 生活困窮高齢者世帯およびその予備軍の推計



(資料) 日本総合研究所作成

(注) 総務省統計局の「就業構造基礎調査(各年)」のオーダーメイド集計により算出した山形大学の戸室准教授の都道府県別の貧困データを基にしているため、2015年以前は、同調査の実施年(2007年、2012年)となっている。

これに対して、「生活困窮予備軍」については、2015年の184万世帯をピークに、2035年には167万世帯に減少すると予測される。高齢者世帯に占める割合は、2012年の10.2%をピークに、それ以降は低下し、2035年には8.3%となる見込みである。ただし、「生活困窮予備軍」の減少が予測されるからといって、それを楽観的に捉える

<sup>8</sup> 今回推計に用いた国立社会保障・人口問題研究所の世帯数将来推計が2035年までのため。

ことは避けるべきであろう。なぜなら、同パターンの世帯の減少は、それ以前に「生活困窮予備軍」とされた世帯の多くが、当該年までに「生活困窮高齢者世帯」にシフトすることを意味しているからである。

なお、今回は、統計上の制約により 2035 年までの推計となっているものの、就職氷河期に社会人となった団塊ジュニアは、若い時期から非正規雇用の比率が高く、彼らが高齢期に到達し始める 2035 年以降、「生活困窮高齢者世帯」が大幅に増加する可能性も否めない。また、上記は、現行の経済状況および社会保障制度が今後も持続すると仮定した推計値であるため、経済状況が悪化すれば推計値より上振れするリスクがあるほか、最低賃金の引き上げや同一労働同一賃金など雇用環境が大きく改善すれば推計値を下回る可能性がある。

## (2) 一連の経済危機が高齢者世帯の家計の押し下げ要因に

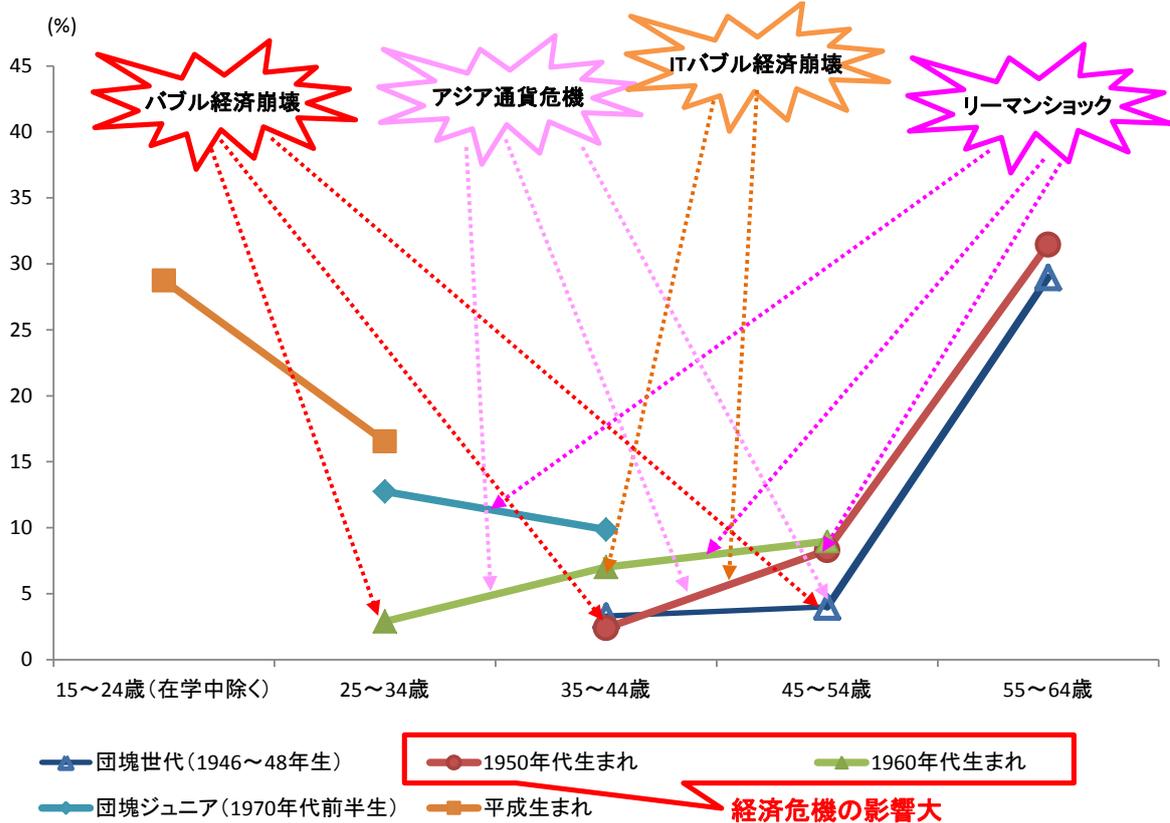
今回の推計において、注目すべきは、すでに、生活困窮世帯およびその予備軍の増勢が強まっている点である。2007 年から 2035 年までの世帯数の推移をみると、2020～2035 年の 15 年間では 31 万世帯の増加であるのに対し、2007～2020 年の 13 年間では 236 万世帯の増加となっている。一般に、人口が多く非正規比率も高い団塊ジュニア世代に関心が集まっているものの、彼らの大半が高齢期に達する 2040 年を待たずして、増勢が加速する形となっている。

この要因としては、ボリュームゾーンである団塊世代の高齢化に加え、バブル経済崩壊（1991 年）、アジア通貨・金融危機（1997 年）、IT バブル崩壊（2001 年）、リーマンショック（2008 年）といった 1990 年代以降の国内外の経済危機が影響していることが挙げられる。もっとも、経済危機の影響は世代によって異なる。

団塊世代は、高度経済成長末からバブル経済時期を経験し、1990 年代にはその多くが一定の役職者や管理職であったことなどから、世代全体に占める生活困窮世帯の割合は低く、経済危機の影響が小さかったといえる。一般に、資産形成に成功した世代とされる。当該世代が高齢者になった 2012 年に一気に生活困窮世帯が増加したものの、これは、他の世代に比べ人口規模が大きいためであり、むしろ、高齢者全体に占める割合は低下している。

これに対して、1950 年以降に生まれた世代では、一連の経済危機が世帯の経済状況に大きな影響を及ぼした。例えば、1950 年代前半生まれや 1955～64 年生まれの世代は、図表 7 の通り、上記の経済危機の度に非正規雇用比率が上昇する形となっている。これらの世代では、その後の景気低迷の下、雇用機会や賃金上昇が限定的であったため、年金を含め、老後生活に必要な資金を十分に蓄積できていない可能性が高い。これら世代が高齢期に達する 2015 年から 2025 年にかけては、生活困窮の世帯が大幅に増加するばかりか、高齢者世帯に占める割合も上昇すると見込まれる。

(図表7) 生年別にみた非正規雇用率の推移 (男性)



(資料) 総務省統計局「労働力調査 (詳細調査、長期時系列)」を基に日本総合研究所作成

(注1) 非正規雇用率 = 非正規雇用者数 ÷ 役員を除く雇用者

(注2) 年代別の非正規雇用者については 1988 年以降のデータのみ公表のため (在学中を除く 15~24 歳の非正規雇用者については 2000 年以降)、それ以前については不明。

もっとも、政府は事態の悪化を看過しているわけではなく、ワーキングプアの主因とみられる非正規雇用の正規雇用への転換や同一労働同一賃金の議論を進めている。しかしながら、これらの取り組みが一朝一夕に進展することは期待しがたく、ワーキングプア世帯が、そのまま高齢期に達する可能性は高い。

このほか、高齢者の低収入の主因である無年金の解消に向け、2017 年 8 月 1 日から、年金受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮が決定している。ただし、これも、これまで無年金とされていた高齢者が受給資格を得られるようになるに過ぎない。また、受給資格期間が短縮されても、従来の対象者にしてみれば受給額が増加するわけではなく、依然として、低年金の状態に存置されるといった課題が残る。

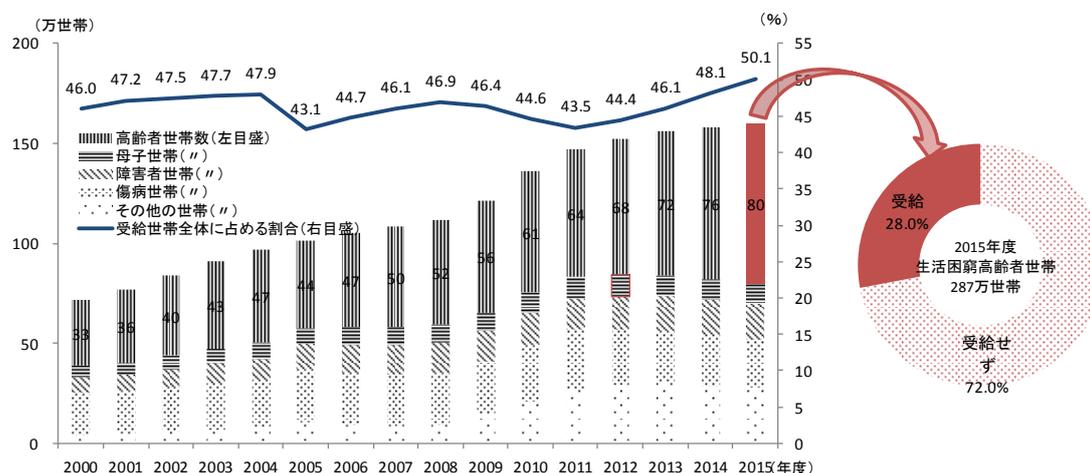
#### 4. 生活困窮高齢者の経済的安定に向けて

以上みてきた通り、生活に困窮する高齢者世帯は、現在進行形で急増しつつある。こうした世帯に対しては、従来、最低限の生活を送るうえで不足する費用を補てんする生活保護を軸に対策が進められてきた。

ところが、財政的な制約を背景に社会保障の拡大余地が小さくなるなか、2008 年のリーマンショック以降増大し続ける生活困窮者に十分に対応することが困難になって

きた。現状でも、生活保護を受給している世帯は、「生活困窮高齢者世帯」の3分の1にも満たない（図表8）。このため、政府は対策の軸足を社会保障による救済（福祉）から、生活困窮者本人の就労による自立支援、地域での共助・互助へ転換した。生活困窮高齢者に就労を求めることに対して、一部には異論があることは確かであるが、近年の高齢者の気力・体力の向上を踏まえれば、就労が可能な者は決して少なくない。

（図表8） 低収入・貯蓄不足の高齢者世帯における生活保護の受給状況



（資料）厚生労働省「被保護者調査（各年版）」、「国民生活基礎調査（2009年）」、戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子供の貧困率、捕捉率の検討（2016年3月）」、および総務省統計局「全国消費実態調査（2014年）」を基に日本総合研究所作成

生活困窮高齢者の増大は、社会保障費負担の増大という後ろ向きの見方に陥りがちとなるが、わが国の最重要課題である「持続的な成長」の担い手に彼ら生活困窮高齢者を位置づけていくという思い切った発想の転換が必要である。高齢者に対する就労支援に当たっては、高年齢になるに従い、収入の多寡よりも、勤労収入の安定性や継続性が重要であり、加齢による体力や生活環境の変化に応じた柔軟な支援策を検討することが求められる。

人口減少を背景に深刻の度を強めている人手不足を受けて、「生涯現役社会」・「一億総活躍社会」の実現が叫ばれる現状は、高齢者就労のあるべき姿を再検討する好機ともいえよう。政府と民間による連携の下、より実効性の高い方策が検討されることを期待したい。

### < 補論 >

#### 貧困・生活困窮の高齢者世帯の推計方法

##### (1) 生活困窮高齢者世帯（パターン1・パターン2）

$$\text{低収入・無低貯蓄世帯数} = \text{低収入世帯数} \times 0.537 \quad (\ast 1)$$

$$\text{低収入世帯数} = 10 \text{年前低収入世帯数} + 10 \text{年前からの同世帯の増減} (\ast 2) + \text{当該年支給開始年予定の無年金世帯数} (\ast 3) + \text{同低年金世帯数} (\ast 4)$$

2020年は10年前に当たる2010年の低収入世帯数を、2025年は2015年の低収入世帯数を基準に推計。2030年、2035年は、それぞれ2020年、2025年の推計値を基に算出。

- ※1 年収200万円未満世帯の無低貯蓄世帯の割合（2014年）
- ※2 10年前の世帯主65歳以上の世帯数－当該年の世帯主75歳以上の世帯数
- ※3 9年前～当該年に受給開始となる国民年金被保険者のうち保険料未納者を世帯数に換算
- ※4 9年前～当該年に受給開始となる下記受給者

国民年金	老齢基礎年金のみ 保険料一部納付者 保険料申請免除者	} 世帯数に換算
厚生年金・共済年金	45～54歳時点で非正規労働の男性 50～59歳時点で配偶者なし（未婚、離死別）の被雇用の女性 ×0.525（2012年時点の年金受給額100万円未満の割合）	

#### 使用データ

国立社会保障・人口問題研究所「世帯数将来推計」  
 総務省統計局「全国消費実態調査（2014年）」  
 厚生労働省「国民年金被保険者調査」および「労働力調査詳細集計（各年）」

#### (2)生活困窮予備軍（パターン3）

低収入・貯蓄不足予備軍＝低収入世帯数×0.115（※5）

年収中央値＞年収≥最低生活費かつ貯蓄なし世帯＝（当該年推計世帯数÷2－低収入世帯数）×0.3（※6）

- ※5 年収200万円未満世帯の貯蓄不足予備軍の割合（2014年）
- ※6 貯蓄なし世帯の割合（2013～2016年の60歳代および70歳代以上の平均）

#### 使用データ

国立社会保障・人口問題研究所「世帯数将来推計」  
 総務省統計局「全国消費実態調査（2014年）」  
 厚生労働省「国民年金被保険者調査」および「労働力調査詳細集計（各年）」  
 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（2013～2016年）」

なお、本推計値は、現行の経済状況および社会保障体制が今後も持続すると仮定して算出したものであり、その取扱いには留意が必要である。

#### <参考文献・参照ホームページ>

- ・戸室健作[2016]、「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報第13号別冊』、2016年3月
- ・内閣府[2016]、『平成28年版高齢社会白書』、2016年5月
- ・星貴子[2017]、「ワーキングプアの実態とその低減に向けた課題」『JRIレビュー』2017 Vol.2, No.41、2017年2月
- ・総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/>）
- ・内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/>）
- ・国立社会保障・人口問題研究所ホームページ（<http://www.ipss.go.jp/>）
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）